

福岡県公報

令和元年12月10日
第 62 号

目次

告示(第486号-第497号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5

選挙管理委員会

- 政治団体の平成27年分収支報告書の要旨、平成28年分収支報告書の要旨及び平成29年分収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課) …………… 5

公安委員会

- 指定講習機関に関する代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) …………… 6

- 指定講習機関に関する代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) …………… 6
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集の結果 (警察本部交通企画課) …………… 6
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部交通企画課) …………… 7

告示

福岡県告示第486号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成26年3月福岡県告示第224号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年12月10日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香椎(a)	福岡市東区みどりが丘一丁目、二丁目、大字香椎及び大字名子(別紙図面1に示す区域のとり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第487号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年3月福岡県告示第225号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年12月10日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

香椎(a)	福岡市東区みどりが丘一丁目、二丁目、大字香椎及び大字名子（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
-------	--	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第488号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年12月10日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香椎(a)	福岡市東区みどりが丘一丁目、みどりが丘二丁目、大字香椎及び大字名子（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第489号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年12月10日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

香椎(a)	福岡市東区みどりが丘一丁目、みどりが丘二丁目、大字香椎及び大字名子（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
-------	---	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	幅員 (メートル)	備考
久留米	県道	甘木田主丸線	前	朝倉市中39番1先から久留米市田主丸町野田811番先まで	7.0 ～ 41.5	1,724.0	うち県道鳥栖朝倉線重用延長248.0メートル
			前	朝倉市中39番1先から久留米市田主丸町野田811番先まで	7.0 ～ 50.0	1,789.0	うち県道鳥栖朝倉線重用延長205.0メートル
			後	朝倉市中39番1先から久留米市田主丸町野田811番先まで	7.0 ～ 41.5	1,724.0	うち県道鳥栖朝倉線重用延長248.0メートル
			後	朝倉市中39番1先から久留米市田主丸町野田811番先まで	7.0 ～ 50.0	1,789.0	うち県道鳥栖朝倉線重用延長205.0メートル

福岡県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年12月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	甘木田主丸線	久留米市田主丸町恵利429番2先から 久留米市田主丸町恵利395番2先まで

福岡県告示第492号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年12月10日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年9月22日農林水産省告示第1523号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第493号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年12月10日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和63年11月1日農林水産省告示第1767号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

南筑後	県道	鐘ヶ江 酒見線 間	前	大川市大字三丸686番2 先から 大川市大字三丸1044番3 先まで	9.8 ～ 49.6	621.0
			後	大川市大字三丸686番2 先から 大川市大字三丸1044番3 先まで	9.8 ～ 49.6	

福岡県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年12月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田 高田線	大牟田市大字宮崎1834番1先から 大牟田市大字宮崎1827番1先まで

福岡県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

南筑後	県道	新田 榎津線	前	大川市大字新田87番1先 から 大川市大字新田36番1先 まで	3.8 ～ 4.6	39.4
			後	大川市大字新田87番1先 から 大川市大字新田36番1先 まで	4.2 ～ 5.0	

福岡県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年1月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	新田 榎津線	大川市大字新田87番1先から 大川市大字新田36番1先まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年12月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 イオン穂波ショッピングセンター
 - (2) 所在地 飯塚市枝国長浦666番地48 外13筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市手光字石橋1636番1及び1636番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市西区福重二丁目13番8号2F
株式会社重森建築企画
代表取締役 重森 行夫

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、原中誠志後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成27年分収支報告書の要旨（平成28年11月福岡県選挙管理委員会告示第141号）、平成28年分収支報告書の要旨（平成29年11月福岡県選挙管理委員会告示第115号）及び平成29年分収支報告書の要旨（平成30年11月福岡県選挙管理委員会告示第106号）の一部を、次のとおり改める。

令和元年12月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

平成27年分収支報告書の要旨中、原中誠志後援会の項を次のとおり改める。

385	原中誠志後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類 報告年月日	原中 誠志 県議 28.03.29	
1	収入総額	5,717,931	
	前年繰越額	151,931	
	本年収入額	5,566,000	
2	支出総額	4,979,072	
3	本年収入の内訳		
	個人の党費・会費	(82人)	246,000
	寄附	1,575,000	
	個人分	1,475,000	
	政治団体分	100,000	
	機関紙誌の発行その他の事業による収入	3,745,000	
	「原中まさし県政報告会」パーティー収入 (H27.3.5)	2,025,000	
	「原中まさし県政報告会」 (H27.9.3)	1,500,000	
	「原中まさし県政報告会」 (昼食会収入) (H27.11.19)	220,000	
4	支出の内訳		
	経常経費	4,142,274	
	人件費	1,011,320	
	光熱水費	213,848	
	備品・消耗品費	230,222	
	事務所費	2,686,884	
	政治活動費	836,798	
	機関紙誌の発行その他の事業費	836,798	
	政治資金パーティー開催事業費	836,798	
5	寄附の内訳		
	〔個人分〕		
	原中 誠志	1,400,000	福岡市中央区
	年間五万円以下のもの	75,000	
	〔政治団体分〕		
	民主党福岡県2区総支部	100,000	福岡市南区
6	政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		
	「原中まさし県政報告会」 (H27.3.5)		
	〔団体からの対価の支払〕		
	自治労福岡県本部	1,500,000	福岡市中央区
	「原中まさし県政報告会」 (H27.9.3)		
	〔団体からの対価の支払〕		
	自治労福岡県本部	1,500,000	福岡市中央区

平成28年分収支報告書の要旨中、原中誠志後援会の項を次のとおり改める。

364	原中誠志後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類 報告年月日	原中 誠志 県議 29.03.27	
1	収入総額	4,656,359	
	前年繰越額	738,859	
	本年収入額	3,917,500	
2	支出総額	3,135,409	
3	本年収入の内訳		
	個人の党費・会費	(85人)	255,000
	寄附	1,972,500	
	個人分	1,800,000	
	政治団体分	172,500	
	機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,690,000	
	「原中まさし県政報告会」パーティー収入 (H28.2.25)	1,550,000	
	「原中まさし県政報告会」昼食会収入 (H28.6.8)	140,000	
4	支出の内訳		
	経常経費	1,758,609	
	人件費	284,629	
	光熱水費	59,142	
	備品・消耗品費	275,949	
	事務所費	1,138,889	
	政治活動費	1,376,800	
	組織活動費	574,562	
	機関紙誌の発行その他の事業費	802,238	
	政治資金パーティー開催事業費	802,238	
5	寄附の内訳		
	〔個人分〕		
	原中 誠志	1,800,000	福岡市中央区
	〔政治団体分〕		

民進党福岡県総支部連合会 年間五万円以下のもの	150,000	福岡市博多区
6 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳 「原中まさし県政報告会」平成28年2月25日 〔団体からの対価の支払〕 自治労福岡県本部	22,500	
	1,000,000	福岡市中央区

平成29年分収支報告書の要旨中、原中誠志後援会の項を次のとおり改める。

360 原中誠志後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	原中 誠志	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議	
報告年月日	30.03.09	
1 収入総額	4,952,950	
前年繰越額	1,520,950	
本年収入額	3,432,000	
2 支出総額	3,167,332	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(85人)	255,000
寄附	1,277,000	
個人分	1,100,000	
政治団体分	177,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,900,000	
原中まさし県政報告会	950,000	
原中まさし厚生労働環境委員長就任祝賀会	950,000	
4 支出の内訳		
経常経費	1,440,072	
人件費	251,274	
光熱水費	20,539	
備品・消耗品費	28,112	
事務所費	1,140,147	
政治活動費	1,727,260	
組織活動費	316,896	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,410,364	
政治資金パーティー開催事業費	1,410,364	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
原中 誠志	1,000,000	福岡市中央区
川瀬 輝彦	100,000	福岡市中央区
〔政治団体分〕		
民進党福岡県総支部連合会	150,000	福岡市博多区
年間五万円以下のもの	27,000	

公安委員会

福岡県公安委員会告示第279号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月10日

福岡県公安委員会

表中

小郡自動車学校 小郡市小郡686-4 柳瀬 信幸	小郡自動車学校 小郡市小郡686-4
--------------------------------	-----------------------

を

表中

小郡自動車学校 小郡市小郡686-4 柳瀬 和治	小郡自動車学校 小郡市小郡686-4
--------------------------------	-----------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第280号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月10日

福岡県公安委員会

表中

小郡自動車学校 小郡市小郡686-4 柳瀬 信幸	小郡自動車学校 小郡市小郡686-4
--------------------------------	-----------------------

を

表中

小郡自動車学校 小郡市小郡686-4 柳瀬 和治	小郡自動車学校 小郡市小郡686-4
--------------------------------	-----------------------

に改める。

福岡県警察本部告示第77号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、携帯電話使用等対策の推進等に係る審査基準等の一部改正等（案）について、令和元年11月15日から同月25日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和元年12月10日

福岡県警察本部長 高木 勇人

1 審査基準等の題名

携帯電話使用等対策の推進等に係る審査基準等の一部改正等

2 審査基準等の改正等の日

令和元年12月1日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり審査基準及び処分基準の改正等を行うこととした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課法規係に備え置く。

福岡県警察本部告示第78号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、審査基準等の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和元年12月10日

福岡県警察本部長 高木 勇人

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）の一部の施行及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）等の施行に伴い、下記審査基準及び処分基準を改正するものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として行手条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

(1) 審査基準

ア 免許証の再交付（道路交通法（以下「法」という。）第94条第2項関係）の基準

イ 指定自動車学校教習所の指定（法第99条第1項関係）の基準

ウ 運転経歴証明書の交付（法第104条の4第6項関係）の基準

エ 指定講習機関の指定（法第108条の4第1項関係）の基準

オ 運転免許取得者教育の認定（法第108条の32の2第1項関係）の基準

カ 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。）（道路交通法施行令（以下「令」という。）第33条の6第2項第1号ハ関係）の基準

キ 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係るものに限る。）（令第33条の6第4項第1号ハ関係）の基準

ク 旅客自動車の運転に関する教習を行う施設の指定（令第34条第3項第2号関係）の基準

ケ 牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定（令第34条第4項第2号関係）の基準

コ 運転経歴証明書の再交付（道路交通法施行規則（以下「規則」という。）第30条の13第1項関係）の基準

サ 車椅子の確認（規則第1条の4第2項関係）の基準

シ 自動車運転代行業の認定（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「自動車運転代行業法」という。）第4条関係）の基準

ス 認定証の再交付（自動車運転代行業法第5条第5項関係）の基準

セ 認定証の書換え（自動車運転代行業法第8条第3項関係）の基準

(2) 処分基準

ア 運転免許の効力の停止（法第104条の2の3第1項関係）の基準

イ 運転免許の取消し、効力の停止（法第104条の2の3第3項関係）の基準

ウ 運転免許取得者教育の認定の取消し（法第108条の32の2第5項関係）の基準

エ 自動車運転代行業の認定の取消し（自動車運転代行業法第7条第1項関係）の基準

オ 自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令（自動車運転代行業法第24条第1項）の基準

カ 自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令（自動車運転代行業法第25条第2項第3号）の基準

2 審査基準及び処分基準の改正の日

(1) 1(1)のア～サ及び(2)のア～ウ

令和元年12月1日

(2) 1(1)のシ～セ及び(2)のエ～カ

同月14日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。